

号外第20（令和6年12月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局医療援助課】	3
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財政課】	4
△ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】	9
△ 横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例【健康福祉局福祉保健課】	10
△ 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局生活支援課】	11
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	12
△ 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する条例【建築局宅地審査課】	13
△ 横浜市水道条例の一部を改正する条例【水道局計画課】	16

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

令和6年12月25日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例
- 2 横浜市手数料条例の一部を改正する条例
- 3 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例
- 4 横浜市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例
- 5 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 6 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 7 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 横浜市水道条例の一部を改正する条例

横 浜 市 条 例 第 53 号

横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 (平 成 27 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 52 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 1 中 3 の 項 を 4 の 項 と し、 2 の 項 を 3 の 項 と し、 1 の 項 を 2 の 項 と し、 同 表 に 1 の 項 と し て 次 の よ う に 加 え る。

1 市 長	横 浜 市 重 度 障 害 者 の 医 療 費 助 成 に 関 す る 条 例 (昭 和 46 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 59 号) に よ る 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 事 務 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の
-------	--

別 表 第 2 中 5 の 項 を 6 の 項 と し、 1 の 項 か ら 4 の 項 ま で を 1 項 ず つ 繰 り 下 げ、 同 表 に 1 の 項 と し て 次 の よ う に 加 え る。

1 市 長	横 浜 市 重 度 障 害 者 の 医 療 費 助 成 に 関 す る 条 例 に よ る 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 事 務 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	医 療 保 険 給 付 関 係 情 報、 地 方 税 関 係 情 報、 生 活 保 護 関 係 情 報、 障 害 者 関 係 情 報 そ の 他 の 特 定 個 人 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の
-------	---	--

附 則

こ の 条 例 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

横 浜 市 条 例 第 54 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) の 一 部 を 次
の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 13 号 中 「 民 間 事 業 者 の 使 用 に 係 る 」 を 削 り 、 同 条 第 149
号 ア か ら コ ま で 以 外 の 部 分 を 次 の よう に 改 め る 。

宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 (昭 和 36 年 法 律 第 191 号) 第
12 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 同 法 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 宅 地 造
成 (第 149 号 の 3 に お い て 「 宅 地 造 成 」 と い う 。) 又 は 同 条 第
3 号 に 規 定 す る 特 定 盛 土 等 (第 149 号 の 3 に お い て 「 特 定 盛 土
等 」 と い う 。) に 関 す る 工 事 の 許 可 申 請 手 数 料

第 2 条 第 149 号 ア 中 「 切 土 又 は 盛 土 」 を 「 盛 土 又 は 切 土 」 に 、 「
12,000 円」を「16,000 円」に改め、同号イ中「21,000 円」を「28,0
00 円」に改め、同号ウ中「31,000 円」を「40,000 円」に改め、同号
エ中「5,000 平方メートル」を「3,000 平方メートル」に、「47,0
00 円」を「59,000 円」に改め、同号コ中「420,000 円」を「658,00
0 円」に改め、同号コを同号サとし、同号ケ中「340,000 円」を「
509,000 円」に改め、同号ケを同号コとし、同号ク中「250,000 円
」を「360,000 円」に改め、同号クを同号ケとし、同号キ中「170,
000 円」を「229,000 円」に改め、同号キを同号クとし、同号カ中
「110,000 円」を「149,000 円」に改め、同号カを同号キとし、同
号オ中「67,000 円」を「93,000 円」に改め、同号中オをカとし、エ
の次に次のように加える。

オ 同

3,000 平方メートルを
超え 5,000 平方メートル以下
の 場 合

同

68,000 円

第 2 条 第 149 号 の 2 を 次 の よう に 改 め る 。

(149) の 2 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土
等 規 制 法 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ く 同 法 第 2 条 第 4 号 に 規 定
す る 土 石 の 堆 積 (以 下 こ の 号 及
び 第 149 号 の 4 に お い て 「 土 石
の 堆 積 」 と い う 。) に 関 す る 工
事 の 許 可 申 請 手 数 料

ア 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面
積 が 500 平 方 メ ー ト ル 以 下 の
場 合

同

11,000 円

イ 同

500 平方メートルを超え

ウ	1,000 平方メートル以下の場 合	同	14,000 円
エ	1,000 平方メートルを超 え 2,000 平方メートル以下の 場 合	同	16,000 円
オ	2,000 平方メートルを超 え 3,000 平方メートル以下の 場 合	同	20,000 円
カ	3,000 平方メートルを超 え 5,000 平方メートル以下の 場 合	同	29,000 円
キ	5,000 平方メートルを超 え 10,000 平方メートル以下の 場 合	同	32,000 円
ク	10,000 平方メートルを超 え 20,000 平方メートル以下の 場 合	同	39,000 円
ケ	20,000 平方メートルを超 え 40,000 平方メートル以下の 場 合	同	54,000 円
コ	40,000 平方メートルを超 え 70,000 平方メートル以下の 場 合	同	74,000 円
サ	70,000 平方メートルを超 え 100,000 平方メートル以下 の 場 合	同	111,000 円
	100,000 平方メートルを 超 える 場 合	同	136,000 円

第 2 条 第 149 号 の 2 の 次 に 次 の 3 号 を 加 え る 。

(149) の 3 宅地造成及び特定盛土
等規制法第16条第1項の規定に

基づく宅地造成又は特定盛土等
に関する工事の計画の変更許可
申請手数料

1 件につき、次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が 658,000 円を超えるときは、その手数料の額は、 658,000 円とする。

ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に依り第 149 号に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額

イ 新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に依り第 149 号に規定する額

(149) の 4 宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可申請手数料

1 件につき、次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が 136,000 円を超えるときは、その手数料の額は、 136,000 円とする。

ア 土石の堆積に関する工

事の計画の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に依り第149号の2に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に依り第149号の2に規定する額

(149) の 5 宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料

ア 盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以下の場合

1 件につき 3,100 円

イ 同

3,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以下の場合

同 6,200 円

ウ 同

20,000 平方メートルを超え 40,000 平方メートル以下の場合

同 12,400 円

エ 同

40,000 平方メートルを

オ	超え 70,000 平方メートル以下 の場合	同	24,800 円
カ	70,000 平方メートルを 超え 100,000 平方メートル以 下の場合	同	43,400 円
	100,000 平方メートル を超える場合	同	62,100 円

第 2 条 第 150 号 中 「 宅 地 造 成 等 規 制 法 一 部 改 正 法 附 則 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 旧 宅 地 造 成 等 規 制 法 第 8 条 第 1 項 」 を 「 宅 地 造 成 等 規 制 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 4 年 法 律 第 55 号 。 以 下 こ の 号 に お い て 「 宅 地 造 成 等 規 制 法 一 部 改 正 法 」 と い う 。) に よ る 改 正 前 の 宅 地 造 成 等 規 制 法 (昭 和 36 年 法 律 第 191 号) 第 8 条 第 1 項 (宅 地 造 成 等 規 制 法 一 部 改 正 法 附 則 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 場 合 を 含 む 。) 」 に 、 「 前 号 」 を 「 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 6 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 54 号) に よ る 改 正 前 の こ の 条 例 第 2 条 第 14 9 号 及 び 第 149 号 の 2 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 条 例 は 、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 2 条 第 13 号 の 改 正 規 定 は 、 令 和 7 年 2 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

- 2 宅 地 造 成 等 規 制 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (令 和 4 年 法 律 第 55 号) 附 則 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に よ り な お 従 前 の 例 に よ る こ と と さ れ る 同 法 に よ る 改 正 前 の 宅 地 造 成 等 規 制 法 (昭 和 36 年 法 律 第 191 号) 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 宅 地 造 成 に 関 す る 工 事 の 計 画 の 変 更 許 可 申 請 手 数 料 に つ い て は 、 こ の 条 例 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 手 数 料 条 例 第 2 条 第 149 号 及 び 第 149 号 の 2 の 規 定 は 、 な お そ の 効 力 を 有 す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 同 条 第 149 号 中 「 か ら 第 150 号 まで 」 と あ る の は 「 及 び 次 号 」 と 、 「 次 号 及 び 第 150 号 」 と あ る の は 「 次 号 」 と 、 同 条 第 149 号 の 2 中 「 附 則 第 2 条 第 1 項 」 と あ る の は 「 附 則 第 2 条 第 2 項 」 と す る 。

横 浜 市 条 例 第 55 号

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 (昭 和 48 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 46 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

別 表 第 1 の 2 の 表 中

「

横浜市上白根コミュニティハウス

 を
 」

「

横浜市上白根コミュニティハウス
横浜市都岡小コミュニティハウス

 に、
 」

「

横浜市上郷矢沢コミュニティハウス

 を
 」

「

横浜市上郷矢沢コミュニティハウス
横浜市庄戸コミュニティハウス

 に 改 め る 。
 」

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 条 例 は、 規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る。 た だ し、 次 項 の 規 定 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

(準 備 行 為)

- 2 この 条 例 に よ る 改 正 後 の 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 規 定 に 基 づ く 横 浜 市 都 岡 小 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス 及 び 横 浜 市 庄 戸 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス を 供 用 す る た め に 必 要 な 行 為 は、 この 条 例 の 施 行 前 に お い て も 行 う こ と が で き る。

横 浜 市 条 例 第 56 号

横 浜 市 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 （ 平 成 24 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 90 号 ）
の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

前 文 の う ち 第 3 項 中 「 一 人 一 人 の 個 性 を 尊 重 し 、 認 め 合 う 」 を 「 誰 一 人 取 り 残 さ れ る こ と の な い 」 に 改 め 、 第 4 項 中 「 お 互 い を 尊 重 し 、 助 け 合 う 、 人 の 優 し さ に あ ふ れ た ま ち づ く り を 基 本 理 念 と し 」 を 「 互 い に 人 権 を 尊 重 し 、 個 人 の 尊 厳 を 重 ん ず る こ と を 基 本 理 念 に 」 に 改 め 、 「 と な っ て 」 の 次 に 「 ま ち づ く り を 推 進 し 」 を 加 え る 。

第 1 条 中 「 定 め る と と も に 、 」 を 「 定 め 、 並 び に 」 に 改 め 、 「 に よ り 」 の 次 に 「 、 社 会 的 障 壁 を 生 じ さ せ な い た め の 必 要 な 措 置 を 行 う こ と に よ っ て 」 を 加 え 、 「 人 間 性 豊 か な 福 祉 都 市 」 を 「 横 浜 に 関 わ る 全 て の 人 が 相 互 に 人 格 と 個 性 を 尊 重 し 合 い な が ら 共 生 す る 社 会 」 に 改 め る 。

第 2 条 第 2 項 中 第 4 号 を 第 5 号 と し 、 第 3 号 を 第 4 号 と し 、 第 2 号 を 第 3 号 と し 、 第 1 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

(2) 社 会 的 障 壁 高 齢 者 、 障 害 者 等 に と っ て 日 常 生 活 又 は 社 会 生 活 を 営 む 上 で 障 壁 と な る よ う な 社 会 に お け る 事 物 、 制 度 、 慣 行 、 観 念 そ の 他 一 切 の も の を いう 。

第 3 条 第 3 項 及 び 第 4 条 第 4 項 中 「 施 設 を 」 を 「 施 設 に つ い て 、 」 に 、 「 た め の 」 を 「 た め 、 社 会 的 障 壁 を 生 じ さ せ な い た め の 整 備 、 研 修 そ の 他 の 必 要 な 」 に 改 め る 。

第 18 条 の 見 出 し 中 「 市 民 参 画 」 を 「 市 民 等 の 参 画 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 市 長 は 、 不 特 定 か つ 多 数 の 者 が 利 用 し 、 又 は 主 と し て 高 齢 者 、 障 害 者 等 が 利 用 す る 施 設 の 整 備 計 画 を 策 定 す る 場 合 は 、 高 齢 者 、 障 害 者 等 そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者 が 参 画 す る 機 会 を 確 保 す る た め の 措 置 を 講 ず る よ う 努 め る も の と す る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 条 例 第 58 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 （ 平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 141 条 の 9 第 1 項 中 「 （ 平 成 22 年 4 月 1 日 以 後 に 建 築 基 準 法 第
6 条 第 1 項 若 し く は 第 6 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 確 認 の 申 請 又 は 同
法 第 18 条 第 2 項 に 規 定 す る 計 画 の 通 知 を し よ う と す る も の に 限 る 。
） 」 を 削 る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市条例第59号

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を
改正する条例

(横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例(平成28年12月横浜市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第22条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項に規定する許可を受けて宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)に関する工事(後退用地等を整備するために行う工事を除く。)を行う場合

(横浜市建築基準条例の一部改正)

第2条 横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項第3号中「附則第2条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等に関する工事(同法第17条第2項の規定により工事主(同法第2条第7号に規定する工事主をいう。)が検査済証の交付を受けたものに限る。)により整備されている急傾斜地(崖面崩壊防止施設(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。)が設置されたものを除く。)

(横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の一部改正)

第3条 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例(平成26年2月横浜市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市宅地造成等災害防止対策検討委員会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 横浜市内の宅地造成(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下同じ。)、特定盛土等(同条第3号に規定する特定盛土等をいう。以下同じ。))及び土石の堆積(同条第4号に規定する土石の堆積をいう。以下同じ。)に伴う災害(同条第5号に規定する災害をいう。以下同じ。)を防止するため、市長の附属機関として、横浜市宅地造成等災害

防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第1号中「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第2号中「旧法第9条第1項に規定する宅地造成に関する工事並びに積及び「及び法第31条第1項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事」を削り、同条第8号中「造成宅地、崖等における災害を防止するための対策」を「宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に伴う災害の防止」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「崖及び擁壁」を「地盤等」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「崖及び擁壁」を「盛土又は切土をした後の地盤、盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖、擁壁、崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）及び堆積した土石（次号において「地盤等」という。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「（旧法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。）」を「、特定盛土等又は土石の堆積」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「一部改正法附則第2条第1項」を「法第23条第1項及び第2項並びに一部改正法附則第2条第2項」に改め、「並びに一部改正法附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第22条第1項及び第2項」を削り、同号を同条第6号とし、同条第3号中「一部改正法附則第2条第1項」を「法第22条第2項及び一部改正法附則第2条第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 法第20条第2項及び第3項並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる一部改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）第14条第2項の規定による命令に関すること。

(4) 法第20条第5項の規定による災害防止措置及び一部改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第14条第5項の規定による措置に関すること。

（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の一部改正）

第4条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項若しくは宅地造成等規制法の一部を改正する法律」に改め、「又は」の次に「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1

項若しくは」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横 浜 市 条 例 第 60 号

横 浜 市 水 道 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

横 浜 市 水 道 条 例 (昭 和 33 年 4 月 横 浜 市 条 例 第 12 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 36 条 の 5 第 1 号 中 「) の 」 を 「) に お い て 」 に 改 め 、 「 に お い て 衛 生 工 学 又 は 水 道 工 学 に 関 す る 学 科 目 」 を 削 り 、 「 2 年 以 上 水 道 」 を 「 3 年 以 上 水 道 、 工 業 用 水 道 、 下 水 道 、 道 路 又 は 河 川 (以 下 こ の 条 に お い て 「 水 道 等 」 と い う 。) 」 に 改 め 、 「 者 」 の 次 に 「 (1 年 6 月 以 上 水 道 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 条 第 2 号 中 「 の 土 木 工 学 科 又 は こ れ 」 を 「 に お い て 機 械 工 学 科 若 し く は 電 気 工 学 科 又 は こ れ ら 」 に 改 め 、 「 に お い て 衛 生 工 学 及 び 水 道 工 学 に 関 す る 学 科 目 以 外 の 学 科 目 」 を 削 り 、 「 3 年 以 上 水 道 」 を 「 4 年 以 上 水 道 等 」 に 改 め 、 「 者 」 の 次 に 「 (2 年 以 上 水 道 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 条 第 3 号 中 「 高 等 専 門 学 校 」 の 次 に 「 (次 号 に お い て 「 短 期 大 学 等 」 と い う 。) 」 を 、 「 修 了 し た 後 」 の 次 に 「 。 同 号 に お い て 同 じ 。 」 を 加 え 、 「 水 道 」 を 「 水 道 等 」 に 改 め 、 「 者 」 の 次 に 「 (2 年 6 月 以 上 水 道 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 条 第 6 号 中 「 第 9 条 各 号 」 を 「 第 9 条 第 1 項 各 号 」 に 改 め 、 同 号 を 同 条 第 8 号 と し 、 同 条 第 5 号 中 「 水 道 」 を 「 水 道 等 」 に 改 め 、 「 者 」 の 次 に 「 (5 年 以 上 水 道 の 工 事 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 号 を 同 条 第 7 号 と し 、 同 条 第 4 号 中 「 中 等 教 育 学 校 」 の 次 に 「 (次 号 に お い て 「 高 等 学 校 等 」 と い う 。) 」 を 加 え 、 「 水 道 」 を 「 水 道 等 」 に 改 め 、 「 者 」 の 次 に 「 (3 年 6 月 以 上 水 道 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 に 限 る 。) 」 を 加 え 、 同 号 を 同 条 第 5 号 と し 、 同 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (6) 高 等 学 校 等 に お い て 機 械 科 若 し く は 電 気 科 又 は こ れ ら に 相 当 す る 課 程 を 修 め て 卒 業 し た 後 、 8 年 以 上 水 道 等 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 (4 年 以 上 水 道 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 に 限 る 。)

第 36 条 の 5 第 3 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (4) 短 期 大 学 等 に お い て 機 械 科 若 し く は 電 気 科 又 は こ れ ら に 相 当 す る 課 程 を 修 め て 卒 業 し た 後 、 6 年 以 上 水 道 等 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 (3 年 以 上 水 道 に 関 す る 技 術 上 の 実 務 に 従 事 し た 経 験 を 有 す る 者 に 限 る 。)

第 36 条 の 6 第 1 号 を 次 の よ う に 改 め る 。

- (1) 前 条 第 1 号 、 第 3 号 又 は 第 5 号 に 規 定 す る 学 校 に お い て 土 木 工 学 科 若 し く は 土 木 科 又 は こ れ ら に 相 当 す る 課 程 を 修 め て 卒 業 し た 後 (学 校 教 育 法 に よ る 専 門 職 大 学 の 前 期 課 程 に あ っ て は 、

修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第36条の6第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科学目又はこれらに相当する学科学目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。